

9 ~ 15 その他の間接税関係各表

統計表を見る方のために

- この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。
ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を掲げた。
- 消費税、酒税以外の間接税の概要(平成17年3月31日現在)は、次のとおりである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率			
喫煙用の製造たばこ			
第1種(紙巻たばこ).....1,000本につき	3,126円	(820円)	(注)
第2種(パイプたばこ).....	"	"	課税標準は紙巻たばこの本数とされ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては1g(刻みたばこ等については2g)を紙巻たばこ1本に換算することとされている。
第3種(葉巻たばこ).....	"	"	
第4種(刻みたばこ).....	"	"	
かみ用の製造たばこ.....	"	"	
かぎ用の製造たばこ.....	"	"	たばこ特別税の税率
旧3級品の紙巻たばこ.....	1,484円	(389円)	()書きで表示。

10 印紙税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印紙税の税率			
(印紙税法<別表第一>より抜粋)			
(1) 不動産の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書	(5) 預貯金証書、保険証券、債務の保証に関する契約書、金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		
記載金額 1万円未満	非課税		
" 1万円以上	200円～60万円		
記載金額のないもの	200円		200円
(2) 請負に関する契約書	(6) 配当金領収証又は配当金振込通知書		
記載金額 1万円未満	非課税	配当金額 3,000円未満	非課税
" 1万円以上	200円～60万円	" 3,000円以上	200円
記載金額のないもの	200円	(7) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	
(3) 約束手形又は為替手形		記載金額 3万円未満	非課税
記載金額 10万円未満	非課税	" 3万円以上	200円～20万円
" 10万円以上	200円～20万円	記載金額のないもの	200円
一覧払のもの	200円	(8) 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	
(4) 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、若しくは特定目的信託の受益証券		1年以内の付込みにつき	200円
券面金額 500万円以下	200円	(9) その他の通帳	
" 500万円超	1,000円～2万円	1年以内の付込みにつき	400円
		(10) 判取帳	
		1年以内の付込みにつき	4,000円

(注) (1)、(2)については、平成9年4月1日から軽減税率が適用されている。

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油(温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油)に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率(1kℓ当たり)	
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
} 53,800円 (平成5年12月1日～平成20年3月31日の特別税率)	

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率	
課税石油ガス1kg当たり	17円50銭

13 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機燃料(航空機の燃料用に供される炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。))に対して課税される。

航空機燃料税の税率	
航空機燃料1kℓ当たり	26,000円
[沖縄路線航空機への積込1kℓ当たり	13,000円
[特定離島路線航空機への積込1kℓ当たり	19,500円
] (平成19年3月31日までの特別税率)	

14 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率	
販売電気1,000kw時当たり	425円 (平成15年10月1日～平成17年3月31日の特別税率)

15 石油石炭税

石油石炭税は、採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保全地域から引き取る原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に対して課税される。

石油石炭税の税率	
移出又は引取る数量の(原油及び輸入石油製品)	1kℓにつき 2,040円
" (輸入LPG)	1tにつき 800円
" (国産天然ガス及び輸入LNG)	1tにつき 840円
" (石炭及び石炭製品)	1tにつき 230円
} (平成15年10月1日～平成17年3月31日の特別税率)	

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	4,865,228	19,026,992
パ イ プ た ば こ	7	26
葉 巻 た ば こ	49	193
刻 み た ば こ	9	37
税 額 計	-	19,027,248
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	19,027,248
控 除 税 額	-	52,648
差 引 税 額	-	18,974,599
過 少 申 告 加 算 税	-	-
無 申 告 加 算 税	-	-
課 税 人 員	-	人 19
還 付 金 額	-	千円 -

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場
製造たばこ製造場	1
原料事務所	-
その他	-
法定製造場	4
計	5

調査時点：平成17年3月31日

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ (第9条関係)	千円 898	人 62
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	209,947	282
書 式 表 示 (第11条関係)	1,368,764	4,168
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	1,264,476	13
計	2,844,086	4,525
充 当 税 額	2,810	-
差 引 計	2,841,275	-
加 算 税		
{ 過 少 申 告 加 算 税	-	-
{ 無 申 告 加 算 税	78	-
{ 重 加 算 税	-	-
過 總 税	51,151	446
還 付 金 額	33,835	-
印紙税納付計器		
{ 設 置 者 数		117 人
{ 設 置 台 数		148 台

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績

(2) 課税状況の累年比較

年 度	税印押なつ	印紙税納付計器の使用によるもの	書式表示	預金通帳の一定時納付によるもの	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成7年度	5,409	318,392	1,319,497	1,420,388	3,063,688	5,064
" 8 "	3,039	291,461	1,323,943	1,375,964	2,994,407	4,997
" 9 "	2,265	253,511	1,403,026	1,378,619	3,037,421	5,023
" 10 "	1,841	239,748	1,426,978	1,376,220	3,044,787	4,977
" 11 "	1,910	223,491	1,439,854	1,361,867	3,027,122	4,945
" 12 "	1,814	227,095	1,481,520	1,352,120	3,062,549	4,937
" 13 "	2,005	222,589	1,451,022	1,335,331	3,010,947	4,764
" 14 "	825	194,055	1,389,047	1,307,151	2,891,079	4,619
" 15 "	1,535	205,638	1,365,543	1,280,757	2,853,473	4,570
" 16 "	898	209,947	1,368,764	1,264,476	2,844,086	4,525

- (注) 1 印紙税の納付：印紙税は、収入印紙のちょう付を原則とするが、一時に多数の課税物件を作成する等の場合には手数を省く為、現金による納付が認められている。
- 2 税印押なつ：証書等を作成しようとする場合に、所定の税務署に税額に相当する現金を納付し、税印押なつ請求書を提出し、税務署備付の税印押なつ機により証書等に税印の押なつを受けることである。
- 3 書式表示：株券、社債券等のように一時に多数の作成を要し、発行数が判然としており、かつ、証書等の様式が一定して使用の目的が明らかであり、他に流用の余地がないなど、取締上支障がないと認められる証書等については、所轄税務署長に申請して承認を受け、税額に相当する現金を納付し、その証書等に定められた書式による表示をする。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量 <small>ℓ</small>	税 額 <small>千円</small>
移出(引取)数量	559,665	-
欠減控除数量	7,556	-
場内消費数量	2	-
用途外使用等数量	0	-
計	552,112	29,703,612
控除税額		-
差引計		29,703,610
過少申告加算税		-
無申告加算税		-
合計		29,703,610
課税人員		人 39
還付金額		-
納期限延長税額		4,656,005

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による実績

(2) 免除状況

区 分	課税外数量等	
	件 数	数 量 <small>ℓ</small>
未納税移出	14	346,758
輸出免税	-	-
灯油免税	12	401,459
航空機燃料用	58	59,581
石油化学用	24	122,470
発電等用	-	-
ゴム用	-	-
塗料用	2	0
ノルマルパラフィン用	-	-
印刷用インキ用	-	-
接着剤用	-	-
駐留軍用	-	-
外国公館等用	-	-
計	110	930,269

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の免除の申請又は処理による実績

(3) 県別課税状況

区 分	数 量 <small>ℓ</small>	税 額 <small>千円</small>	控除税額 <small>千円</small>	課税人員 <small>人</small>
平成12年度	952,430	51,240,943	12,918	80
13 "	650,396	34,991,339	2,910	44
14 "	541,317	29,122,869	295	37
15 "	548,731	29,521,725	2	38
16 "	552,112	29,703,612	-	39
富山県	552,112	29,703,612	-	39
石川県	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-

(4) 関係場数

区 分	場 数
製油所	1
天然揮発油製造場	-
廃油再製工場	-
その他	2
石学 { ガス工場	1
油工 { 特定石油化学製品製造場	-
化場 { その他	1
未納税蔵置場	7
特定石油化学製品蔵置場	14
免使 { 航空用	5
税 { 発電等用	-
揮用 { ゴム用	3
発 { 塗料用	1
油場 { ノルマルパラフィン用	-
{ 接着剤用	-
特定石油化学製品使用場	117
外国公館等用指定給油所	8
計	160

調査時点：平成17年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
移出(引取)重量	24,146	422,544
控 除 税 額	-	255
差 引 計	-	422,239
過少申告加算税	-	-
無申告加算税	-	13
合 計	24,146	422,251
課 税 人 員		1,061
還 付 金 額		-
納期限延長税額		-

(2) 免除状況

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の免除実績はない。

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(3) 県別課税状況

区 分	移出(引取)重量	税 額	控 除 税 額	課 税 人 員	充てん場数
平成12年度	23,441	409,760	236	1,071	92
" 13 "	22,912	400,904	222	1,071	89
" 14 "	23,329	408,250	606	1,066	92
" 15 "	23,781	416,144	265	1,037	90
" 16 "	24,146	422,544	255	1,061	89
富 山 県	6,435	112,619	255	416	33
石 川 県	11,845	207,279	-	412	34
福 井 県	5,866	102,646	-	233	22

(4) 関係場数

区 分	場 数	
充てんを業とするもの	営業用スタンド	65
	自家用スタンド	6
	着脱式容器充てん場	18
そ の 他	-	
合 計	89	
免税場数	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：平成17年3月31日

13 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
積込数量及び税額	27,680 <small>ℓ</small>	719,370 <small>千円</small>
うち軽減税率 沖縄路線航空機に係る軽減	26	334
特定離島路線航空機に係る軽減	0	0
控除税額	-	375
うち軽減税率 沖縄路線航空機に係る軽減	-	-
特定離島路線航空機に係る軽減	-	-
差引計	-	718,989
過少申告加算税	-	-
無申告加算税	-	-
重加算税	-	-
合 計	27,680	718,989

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 県別課税状況

区 分	積込数量	税 額	納税地数
平成12年度	40,461 <small>ℓ</small>	1,051,983 <small>千円</small>	29 <small>場</small>
” 13 ”	37,336	970,792	33
” 14 ”	42,906	1,112,074	41
” 15 ”	41,472	1,077,515	56
” 16 ”	27,680	719,370	61
富山県	9,776	253,852	17
石川県	17,874	464,740	19
福井県	30	778	25

(3) 関係場数

区 分	納税地数
特例承認に係るもの	21 <small>場</small>
その他 { 定期運送事業者に係るもの	5
{ その他のもの	35
計	61

調査時点：平成17年3月31日

14 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	26,385,751
	定額料金制の供給販売電気	255,527
	計量自家使用販売電気	107,972
	推計自家使用販売電気	14,213
	合 計	26,763,463
加算税	過少申告加算税	-
	無申告加算税	-
	重加算税	-
	総 計	11,374,471
課 税 人 員		12 人

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	人 数
一般電気事業者	1

調査時点：平成17年3月31日

15 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	-	-
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	-	-
石 炭	-	-
計	-	-
控 除 税 額		-
差 引 計		-
加算税	過少申告加算税	-
	無申告加算税	-
	合 計	-
課 税 人 員		-
還 付 金 額		337,198
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の還付実績
(注) 税関分は含まない。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特別承認に係る納税地	-	-	-
その他の納税地	-	1	-
未納税蔵置場	-	-	-
自家用採取場所	-	-	-
合 計	-	1	-

調査時点：平成17年3月31日